

農業委員会だより

名取市農業委員会事務局

名取市増田字柳田80番地

☎ 022-724-7154

E-mail: noui@city.natori.miyagi.jp

農地の権利移動や転用手続きについて

農地の権利移動や転用には農地法による制限があり、無断で転用等を行った場合は宮城県からは正指導等がなされます。

農地の権利移動や転用をお考えの方は、事前に農業委員会へご相談ください。

許可が必要な場合	必要な手続き
農地を、農地のまま、権利の移動を行うとき(売買や贈与・賃借権設定など)	農地法第3条申請
農地の所有者が、自分のために農地を転用するとき(農地に自宅を建築など)	農地法第4条申請 (市街化区域内の農地は届出)
農地の所有者以外が、農地を転用するとき(建売業者と農地を売買など)	農地法第5条申請 (市街化区域内の農地は届出)

農家相談をご利用ください！

農業委員会では、毎月1回農家相談を行っています。担当の農業委員が、農家の皆さんの悩み事などの相談に応じますので、ぜひご利用ください。

農家相談

毎月1回 13時30分～16時
市役所5階 農業委員会事務局

(日程は、名取市ホームページの「名取市農業委員会年間行事予定表」または「広報なとり」をご確認ください)

担任委員会の様子



担任委員会では毎月の総会議案に係る農地の現地調査や申請者等に対して聞き取り調査を行っています。

利用権設定終了のお知らせ

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく2者間による利用権設定は廃止され、利用権設定が農地中間管理機構(農地バンク)を介した貸借へ一本化になります。

現在、「地域計画」が策定されるまでの令和6年度(令和7年3月末)までは、経過措置として新規および更新の契約が可能となっているところです。

このことに伴い、本市では、令和7年2月10日受付(農業委員会3月総会受付分)まで対応可能とし、令和7年2月11日からは2者間による更新を含む新規の利用権設定手続きは廃止となります。

利用権廃止後に終期を迎える契約については、設定した期間満了日までは有効です。

※なお、農地中間管理機構(農地バンク)による設定は10年間の契約期間が一般的であり、借賃は米の現物清算は出来ず面積による現金清算(手数料が掛かります)になります。



子実用とうもろこしを学ぶ

令和6年9月4日(水)子実用とうもろこし現地検討会及び勉強会in宮城が午前・午後の2部構成で、午前中は名取市文化会館、午後は市内の農事組合法人U.M.A.S.I.ほ場において開催されました。

飼料として利用するとうもろこしのうち、子実の部分のみを収穫し乾燥穀実として活用する子実用とうもろこしは、大豆の連作障害を解消できる作物として注目されている作物です。雑草対策や労働時間短縮といった利点があり、労働生産性向上が見込まれていますが、加工、流通、貯蔵等の分野でまだまだ課題も多いと説明がありました。



農業者年金

に入りませんか？

農業者年金は農業者を支援する年金です。農業者の方は広く加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事していること
- ②20歳以上60歳未満であること
- ③国民年金第1号被保険者であること(国民年金の保険料納付免除者は除く)

農業者年金は、①②③のすべての条件を満たしている方は加入することができます。さらに年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

農業者年金のメリット

- ①積立方式・確定拠出型です。少子高齢化時代に強い年金です。
- ②保険料は、千円単位で自由に(月額2万円～6万7千円)に決められます。
さらに、35歳未満の方(要件あり)は、月額1万円から加入できます。
- ③終身年金で、80歳前にお亡くなりになった場合は、死亡一時金(80歳になる月末に受け取れる予定だった現在価値相当額)が遺族へ支給されます。
- ④税制面で優遇措置があります。
農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。
- ⑤一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助(政策支援加入)があります。

お問合せは、農業委員会またはお近くの農協へ

・農業委員会事務局 ☎ 022-724-7154

・名取岩沼農業協同組合

美田園支店 名取市美田園六丁目15-6 ☎ 022-382-3125

館腰支店 名取市植松三丁目4-5 ☎ 022-382-2105

名取西支店 名取市愛島郷二丁目1-1 ☎ 022-384-7611

増田支店 名取市増田二丁目6-34 ☎ 022-382-2191

就任のあいさつ

会長

引地 長一



令和6年6月10日に開催された名取市農業委員会の第1回総会におきまして、勇退された大友正前会長を引き継ぎ、会長という重責を担うこととなりました。会長職務代理者には大内繁徳氏が選出されました。ともに初めてその責務を担うこととなり、改めてその責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。任期である令和9年6月9日までの3年間、一生懸命務めさせていただきますので、何卒ご協力をお願いいたします。

さて、昨今の農業をとりまく状況は、担い手の高齢化と減少、遊休農地の増加など構造的な課題に加え、世界的な気候変動、長引く紛争等による燃料、農業資材などの価格高騰が続く大変厳しい状況にあります。この様な状況を受け、国は将来の農業の在り方、目指すべき将来の農地利用の姿などを示す「地域計画」を策定することとなりました。農業委員会は、10年後の農業を、農地を誰が、どのように守り、継続可能な形を作り上げるのか、担い手への農地等の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などを推進する「地域計画」の策定にあたりまして、「目標地図の素案の作成」という重要な役割を担うことになりました。また、農業委員、農地利用最適化推進委員は、策定に向けて開催される説明会をはじめとした話し合いの場ではないかという意見を反映させていかなければなりません。本計画は、全国において令和6年度末策定が必須となります。新たな農業委員15名と農地利用最適化推進委員15名は、農業者を代表する機関として農業者の皆さんの声を真摯に受け止め、地域の農業を守ることができそうです。公正公平かつ法令順守のもと本市の農業振興に全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力・ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が改選されました

..... 農業委員会で行っている主な業務.....

- 農地の権利移動の許可
- 農地転用への意見決定
- 利用権設定の調整
- 遊休農地や違反転用等の農地パトロール(利用状況調査)
- 遊休農地の利用意向調査
- 農業者年金の事務
- 名取市農業労働賃金標準額設定協議会の事務
- 耕作証明書の交付
- 農業委員会だよりの発行 など

任期満了により、新たな農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が選任されました。
任期は、令和9年6月9日までです。お気軽にご相談ください。

	再任	新任	合計
農業委員会委員	10名	5名	15名
農地利用最適化推進委員	8名	7名	15名

農業委員会委員

 会長 引地 長一 (関上)	 会長職務代理者 大内 繁徳 (増田)	 板橋 英昭 (愛島)
 入間川 康弘 (高館)	 松浦 朋子 (愛島)	 大友 政基 (増田)
 遠藤 勝典 (関上)	 昆布谷 功治 (館腰)	 佐伯 美和 (高館)
 渡邊 正明 (増田)	 阿部 芳昭 (下増田)	 相澤 喜美 (館腰)
 松浦 岩男 (関上)	 入間川 昭一 (高館)	 佐藤 勝浩 (下増田)

農地利用最適化推進委員

 大内 伸一 (増田) 担当地区 増田・館腰	 山路 康則 (増田) 担当地区 増田・館腰	 菅野 弘一 (館腰) 担当地区 増田・館腰
 齋 重昭 (館腰) 担当地区 増田・館腰	 長田 満 (館腰) 担当地区 増田・館腰	 渡邊 定信 (関上) 担当地区 関上・下増田
 墨繪 広之 (関上) 担当地区 関上・下増田	 引地 恒裕 (関上) 担当地区 関上・下増田	 武田 由美子 (下増田) 担当地区 関上・下増田
 浅井 照久 (下増田) 担当地区 関上・下増田	 松浦 正博 (愛島) 担当地区 愛島・高館	 松浦 崇 (愛島) 担当地区 愛島・高館
 西山 剛 (愛島) 担当地区 愛島・高館	 相澤 早苗 (高館) 担当地区 愛島・高館	 川村 吉則 (高館) 担当地区 愛島・高館

退任された委員

令和6年6月9日をもって11名の皆様が退任されました。永年、農業委員会活動に多大なるご協力をいただき、ありがとうございました。

【前農業委員会委員】(順不同)

大友正一様(下増田)、今野一忠様(増田)、洞口ゆかり様(関上)、武田由美子様(下増田)、
布田順一様(愛島)

【前農地利用最適化推進委員】(順不同)

長田幸夫様(館腰)、遠藤勝典様(関上)、橋浦福男様(関上)、三浦裕一様(関上)、櫻井勉様(下増田)、
武藤光雄様(下増田)